

報 第1号

令和7年広島県議会12月定例会に提案された 教育委員会関係の議案に対する意見について

令和7年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和7年12月24日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

1 臨時に代理した理由

令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

第1号-1 令和7年度教育委員会関係補正予算案……………P1～24

第1号-2 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」及び
「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例案」……………P25～93

第1号-3 広島県高等学校等奨学金の債権に係る権利の放棄……………P94～101

3 臨時代理年月日

令和7年12月9日（火）

4 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるなければならない。

令和7年度教育委員会関係補正予算案

1 令和7年度一般会計補正予算

(1) 歳 入 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
国庫支出金	29,736,251	858,327	30,594,578	義務教育費負担金847,785 保健体育総務費補助金10,542
諸 収 入	2,113,867	193	2,114,060	保険料193

教育委員会計	43,395,054	858,520	44,253,574	
--------	------------	---------	------------	--

(2) 歳 出 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
教育委員会費	30,345	92	30,437	給与改定に伴う補正92
事務局費	3,311,223	74,386	3,385,609	給与改定に伴う補正74,386
教職員費 (小学校費)	56,298,504	1,615,264	57,913,768	給与改定に伴う補正 1,615,264
教職員費 (中学校費)	31,144,419	849,725	31,994,144	給与改定に伴う補正849,725
高等学校総務費	35,299,278	898,320	36,197,598	給与改定に伴う補正898,320
特別支援学校費	17,506,499	385,431	17,891,930	給与改定に伴う補正385,431
社会教育総務費	948,932	46,758	995,690	給与改定に伴う補正46,758
保健体育総務費	378,659	10,542	389,201	学校給食振興費10,542

教育委員会計	164,864,901	3,880,518	168,745,419	
--------	-------------	-----------	-------------	--

【要求内容】

- 学校給食等負担軽減事業 10,542 千円
 - ・食材価格が高騰する中においても、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等を実施するため、米飯の価格上昇分を支援
- 給与改定に伴う補正 3,869,976 千円
 - ・令和7年4月の公民較差等に基づく給与改定
 - ・令和8年1月から、教諭等に支給される教職調整額の引上げ（給料月額の4%⇒5%）などを実施

2 令和7年度高等学校等奨学金特別会計補正予算

(1) 歳 入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
高等学校等 奨学金収入	671,035	241	671,276	貸出金償還金241
教育委員会計	671,035	241	671,276	

(2) 歳 出

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
高等学校等 奨学金	671,035	241	671,276	給与改定に伴う補正241
教育委員会計	671,035	241	671,276	

【要求内容】

○ 給与改定に伴う補正 241 千円

- ・令和7年4月の公民較差等に基づく給与改定

令和7年12月9日

広島県知事様
(財政課)

広島県教育委員会
(総務課)

議案に対する意見聴取について (回答)

令和7年12月3日付で意見を求められたこのことについては、同意します。

○ 令和7年度教育委員会関係補正予算

令和 7 年 12 月 3 日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)

議案に対する意見聴取について

令和 7 年 12 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求める。

○ 令和 7 年度教育委員会関係補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		29,736,251	858,327	30,594,578
	1 国庫負担金	23,594,200	847,785	24,441,985
	2 国庫補助金	6,112,644	10,542	6,123,186
14 諸収入		2,113,867	193	2,114,060
	6 雜入	2,061,945	193	2,062,138
歳 入 合 計		43,395,054	858,520	44,253,574

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		164, 844, 901	3, 880, 518	168, 725, 419
	1 教育総務費	7, 732, 188	74, 478	7, 806, 666
	2 小学校費	56, 298, 504	1, 615, 264	57, 913, 768
	3 中学校費	31, 144, 419	849, 725	31, 994, 144
	4 高等学校費	49, 573, 933	898, 320	50, 472, 253
	5 特別支援学校費	17, 506, 499	385, 431	17, 891, 930
	7 社会教育費	1, 785, 500	46, 758	1, 832, 258
	8 保健体育費	803, 858	10, 542	814, 400
歳 出 合 計		164, 864, 901	3, 880, 518	168, 745, 419

県第87号議案

令和7年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 241千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 671,276千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出

広島県知事 横 田 美 香

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入		671, 035	241	671, 276
	2 諸収入	251, 243	241	251, 484
歳 入 合 計		671, 035	241	671, 276

歳出					(単位：千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 高等学校等奨学金		671,035	241	671,276	
	1 高等学校等奨学金	671,035	241	671,276	
歳出合計		671,035	241	671,276	

令和 7 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	29,736,251	858,327	30,594,578
14 諸収入	2,113,867	193	2,114,060
歳入合計	43,395,054	858,520	44,253,574

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	県債	その他	
10 教育費	164,844,901	3,880,518	168,725,419	858,327	0	193	3,021,998
歳出合計	164,864,901	3,880,518	168,745,419	858,327	0	193	3,021,998

歳

入

第 9 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教育費国庫負担金	23,584,200	847,785	24,431,985	義務教育費負担金	847,785	
計	23,594,200	847,785	24,441,985			
第 2 項 国庫補助金						
9 教育費国庫補助金	6,112,644	10,542	6,123,186	保健体育総務費補助金	10,542	
計	6,112,644	10,542	6,123,186			

第14款 諸収入

第 6 項 雜入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節 分		説 明
				区	金 額	
3 雜入	2,061,945	193	2,062,138	保険料	193	
計	2,061,945	193	2,062,138			

歲

出

教 育 費

第10款 教育費											
第 1 項 教育総務費											
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			
				国支出金	県 債	その他の		金額	説明	明	
1 教育委員会費	30,345	92	30,437	0	0	0	92	3 職員手当等	62	1. 給与改定に伴う補正	92
								4 共済費	30		
2 事務局費	3,311, 223	74,386	3,385, 609	0	0	諸収入	74,382	1 報酬	9,717	1. 給与改定に伴う補正	74,386
						4		2 給料	35,076		
								3 職員手当等	28,225		
								4 共済費	1,368		
計	7,732, 188	74,478	7,806, 666	0	0	4	74,474				
第 2 項 小学校費											
1 教職員費	56,298, 504	1,615, 264	57,913, 768	504,233	0	0	1,111, 031	2 給料	962,638	1. 給与改定に伴う補正	1,615,264
								3 職員手当等	550,061		
								4 共済費	102,565		
計	56,298, 504	1,615, 264	57,913, 768	504,233	0	0	1,111, 031				
第 3 項 中学校費											
1 教職員費	31,144, 419	849,725	31,994, 144	265,291	0	0	584,434	2 給料	506,774	1. 給与改定に伴う補正	849,725
								3 職員手当等	289,099		

第 10 款 教育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国支出金	県債	その他				
							4 共済費	53,852		
計	31,144, 419	849,725	31,994, 144	265,291	0	0	584,434			

第 4 項 高等学校費

1 高等学校総務費	35,299, 278	898,320	36,197, 598	0	0	0	898,320	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	530,613 312,543 55,164	1. 給与改定に伴う補正	898,320
計	49,573, 933	898,320	50,472, 253	0	0	0	898,320				

第 5 項 特別支援学校費

1 特別支援学校費	17,506, 499	385,431	17,891, 930	78,261	0	0	307,170	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	230,555 129,728 25,148	1. 給与改定に伴う補正	385,431
計	17,506, 499	385,431	17,891, 930	78,261	0	0	307,170				

第 7 項 社会教育費

1 社会教育総務費	948,932	46,758	995,690	0	0	諸収入 189	46,569	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,968 11,672 31,505 1,613	1. 給与改定に伴う補正	46,758
計	1,785, 500	46,758	1,832, 258	0	0	189	46,569				

第 8 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国支出金	県債	その他				
1 保健体育総務費	378,659	10,542	389,201	10,542	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	10,542 1. 学校給食振興費 10,542	
計	803,858	10,542	814,400	10,542	0	0	0			

令和 7 年度広島県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括
(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金収入	671, 035	241	671, 276
歳 入 合 計	671, 035	241	671, 276

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	県債	その他	
1 高等学校等奨学金	671,035	241	671,276	0	0	241	0
歳出合計	671,035	241	671,276	0	0	241	0

2 歳 入

第 1 款 高等学校等奨学金収入

第 2 項 諸収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 貸付金元利収入	248,486	241	248,727	貸出金償還金	241	
計	251,243	241	251,484			

3歳出

第1款 高等学校等奨学金

第1項 高等学校等奨学金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国支出金	県債	その他				
1 高等学校等奨学金	671,035	241	671,276	0	0	諸収入 241	0	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費	152 69 20	1. 給与改定に伴う補正 241
計	671,035	241	671,276	0	0	241	0			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 会計年度任用職員

(単位 : 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	10	23,349	-	8,921	32,270	8,926	41,196	
補 正 前	10	23,197	-	8,852	32,049	8,906	40,955	
比 較	0	152	-	69	221	20	241	

備 考 職員手当の内訳は期末・勤勉手当のみである。

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」及び「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案」について

令和7年12月

1 人事委員会勧告等に基づく改正

(1) 令和7年4月の公民較差に基づく給与改定

- ア 公民較差(2.97%)を解消するため、給料月額を人事委員会勧告どおり改正する。
- イ 期末手当及び勤勉手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.0125月分引き上げる(年間4.6月⇒4.65月に引上げ)。

(2) 特別職の期末手当の改正

6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げる。

(3) 宿日直手当の改正

(4) 教員給与の見直し

- ア 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員に係る教職調整額の引上げ(4%⇒10%)
- イ 校長・教頭の給料月額に係る加算額の引上げ
- ウ 多学年学級担当手当及び多学年学級担当手当に相当する報酬の廃止
- エ 義務教育等教員特別手当の上限額の引上げ(8,000円⇒8,600円)
- オ 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給額の引上げ(7,500円⇒8,000円)

(5) 通勤手当の見直し

ア 自動車又は自転車等の使用者に対する通勤手当

距離区分の拡大(最大98km以上⇒最大122km以上)及び手当額を引上げ(最大+15,700円)

イ 駐車場等の利用に対する通勤手当

支給の限度額を引き上げる(3,000円⇒5,000円)とともに、支給額を1か月当たりの駐車場等料金の額の2分の1に相当する額とする取扱いを廃止

○改正する条例

- ・職員の給与に関する条例
- ・市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例
- ・職員の特殊勤務手当に関する条例

2 その他の改正

その他不要な規定の削除、文言の整理などを行う。

3 施行期日等

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 1(1)から(3)までについて | 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用 |
| (2) 1(4)について | 令和8年1月1日 |
| (3) 1(5)及び2について | 令和8年4月1日 |

令和7年12月9日

広島県知事様
(人事課)

広島県教育委員会
(総務課)

令和7年広島県議会12月定例会に提出する条例案に関する
意見について(回答)

令和7年12月4日付で意見を求められたことについては、同意します。

令和7年12月4日

広島県教育委員会様

広島県知事
(人事課)

令和7年広島県議会12月定例会に提出する条例案に関する意見について(照会)

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

2 議会への提出

令和7年広島県議会12月定例会

県第 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年十二月 日

広島県知事 横田 美香

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改訂する。

	改 正 後	改 正 前
第九条の二（初任給調整手当）	第九条の二（初任給調整手当）	第九条の二（初任給調整手当）
1 一 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による次員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの月額 三十七万三千百円	一 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による次員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの月額 三十七万四百円	一 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による次員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの月額 三十七万三千百円
2 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要としてかつ、採用による次員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの月額 五万二千百円	二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要としてかつ、採用による次員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの月額 五万六百円	二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要としてかつ、採用による次員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの月額 五万二千百円
3 三 月額 五万二千百円（略）	三 月額 五万六百円（略）	三 月額 五万二千六百円（略）
4 二（単身起任手当）	二（単身起任手当）	二（単身起任手当）
5 第十二条の二（略）	5 第十二条の二（略）	5 第十二条の二（略）
6 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤するこれが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第一項の規定による単身起任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身起任手当を支給する。	6 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤するこれが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身起任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二	6 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤するこれが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身起任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二

3—5 (答)

3—6 (答)

別表第1から別表第2までや次の通りを放める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,700	278,200	314,100	368,700	457,100	484,400	534,400
	2	198,800	279,200	315,600	370,400	461,100	488,400	538,400
	3	200,000	280,200	317,000	372,000	467,100	494,400	544,400
	4	201,100	281,200	318,400	373,600	475,100	502,400	552,400
	5	202,200	282,200	319,400	375,200			
	6	203,900	283,200	320,400	377,000			
	7	205,500	284,100	321,400	378,500			
	8	207,100	285,100	322,600	380,100			
	9	208,700	286,100	323,800	381,400			
	10	210,300	287,100	325,400	383,000			
	11	211,900	288,100	327,000	384,600			
	12	213,500	289,100	328,600	386,100			
	13	215,000	290,100	329,800	388,000			
	14	216,700	291,400	331,400	389,900			
	15	218,400	292,700	333,000	391,800			
	16	220,100	293,900	334,600	393,600			
	17	221,300	295,100	336,000	395,100			
	18	222,900	296,400	337,700	396,900			
	19	224,500	297,600	339,300	398,600			
	20	226,000	298,800	340,800	400,200			
	21	227,500	299,800	342,200	401,900			
	22	229,100	301,000	343,900	403,300			
	23	230,700	302,200	345,200	404,700			
	24	232,300	303,500	346,800	406,100			
	25	233,900	304,800	348,000	407,500			
	26	235,600	305,800	349,900	408,700			
	27	236,900	306,800	351,500	409,900			
	28	238,200	307,800	353,100	410,900			
	29	239,500	308,900	354,400	412,000			
	30	240,600	310,100	356,000	413,200			
	31	241,700	311,200	357,600	414,300			
	32	242,800	312,400	359,200	415,400			
	33	243,900	313,500	360,800	416,100			
	34	245,200	314,800	362,500	416,800			

	35	246,600	316,100	364,300	417,400		
	36	248,000	317,400	366,100	418,100		
	37	249,400	318,600	367,600	418,700		
	38	250,800	319,900	369,000	419,300		
	39	252,200	321,200	370,400	419,800		
	40	253,600	322,500	371,800	420,200		
	41	255,000	323,800	373,300	420,600		
	42	256,200	325,000	374,700	420,800		
	43	257,500	326,300	376,000	421,100		
	44	258,800	327,400	377,500	421,400		
	45	260,000	328,300	378,700	421,700		
	46	261,200	329,600	379,700	422,000		
	47	262,400	330,900	380,800	422,300		
	48	263,600	332,200	381,900	422,600		
	49	264,700	333,300	382,800	422,800		
	50	265,800	334,600	383,800	423,100		
	51	266,900	335,800	384,800	423,300		
	52	268,000	337,000	385,700	423,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	268,900	338,300	386,700	423,800		
	54	269,900	339,300	387,600	424,100		
	55	270,900	340,400	388,500	424,400		
	56	271,900	341,500	389,400	424,700		
	57	272,900	342,200	390,200	424,900		
	58	273,800	343,100	390,900	425,200		
	59	274,600	343,800	391,700	425,500		
	60	275,500	344,600	392,500	425,700		
	61	276,300	345,400	393,100	425,900		
	62	277,100	345,800	393,800	426,200		
	63	277,900	346,300	394,500	426,500		
	64	278,600	347,000	395,200	426,700		
	65	279,300	347,800	395,700	426,900		
	66	280,100	348,500	396,400	427,200		
	67	280,900	349,200	397,000	427,500		
	68	281,500	349,800	397,600	427,700		
	69	282,200	350,300	398,000	427,900		
	70	283,000	350,900	398,600	428,200		
	71	283,700	351,400	399,200	428,500		
	72	284,400	352,000	399,800	428,700		
	73	285,100	352,300	400,200	428,900		
	74	285,800	352,800	400,700			
	75	286,500	353,100	401,200			
	76	287,200	353,500	401,800			
	77	287,900	353,900	402,100			
	78	288,500	354,400	402,500			

	79	289,200	354,900	402,800				
	80	289,800	355,400	403,200				
	81	290,500	355,700	403,500				
	82	291,100	356,100	403,800				
	83	291,800	356,500	404,100				
	84	292,500	356,900	404,400				
	85	293,000	357,200	404,600				
	86	293,600	357,600	404,900				
	87	294,200	358,000	405,200				
	88	294,900	358,400	405,400				
	89	295,500	358,600	405,600				
	90	296,100	359,000	405,800				
	91	296,700	359,400	406,000				
	92	297,400	359,800	406,200				
	93	298,000	360,000	406,400				
	94		360,300	406,600				
	95		360,700	406,800				
	96		361,000	407,000				
	97		361,300	407,200				
	98		361,700					
	99		362,100					
	100		362,500					
	101		363,000					
	102		363,400					
	103		363,800					
	104		364,200					
	105		364,700					
	106		365,100					
	107		365,400					
	108		365,700					
	109		366,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		229,700	271,400	304,700	333,800	376,700	411,100	464,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料月額							
	1	227,500	248,500	271,500	310,100	346,000	367,600	398,600	435,000	481,700
	2	229,900	250,700	273,400	311,100	347,500	369,300	400,300	436,600	487,700
	3	232,300	252,900	275,500	312,000	348,900	371,000	401,900	438,100	492,600
	4	234,700	255,100	277,600	312,900	350,400	372,600	403,600	439,600	496,800
	5	237,100	257,300	279,600	313,500	351,900	374,200	405,100	441,100	500,800
	6	239,400	259,300	280,900	314,200	353,300	375,900	406,700	442,700	504,200
	7	241,800	261,300	282,200	314,800	354,600	377,500	408,300	444,100	507,100
	8	244,000	263,100	283,500	315,500	355,900	379,000	409,900	445,500	509,600
	9	246,200	264,900	284,800	316,100	357,200	380,500	411,400	446,600	511,800
	10	248,300	266,600	286,100	316,800	358,800	382,100	413,000	448,000	
	11	250,400	268,300	287,300	317,500	360,400	383,700	414,600	449,500	
	12	252,400	269,700	288,500	318,100	362,000	385,300	416,200	451,000	
	13	254,300	271,100	289,700	318,800	363,400	386,900	417,700	452,300	
	14	256,300	272,900	290,700	319,500	365,000	388,500	419,700	454,000	
	15	258,300	274,200	291,700	320,100	366,500	390,100	421,700	455,600	
	16	259,900	275,600	293,100	320,900	368,000	391,700	423,700	457,200	
	17	261,500	277,000	294,200	321,600	369,500	393,300	425,200	458,600	
	18	263,000	278,200	295,300	322,400	371,100	394,900	426,900	460,300	
	19	264,500	279,400	296,400	323,400	372,600	396,500	428,500	462,000	
	20	266,000	280,500	297,500	324,200	374,100	398,100	430,200	463,600	
	21	267,500	281,800	298,700	325,100	375,600	399,600	431,800	465,000	
	22	269,000	282,900	299,300	326,300	377,200	401,200	433,300	465,700	
	23	270,500	284,100	299,800	327,600	378,800	402,900	434,800	466,400	
	24	272,000	285,200	300,400	328,900	380,400	404,600	436,200	467,100	
	25	273,500	286,500	300,800	330,100	381,800	406,300	437,400	467,500	
	26	274,700	287,800	301,400	331,600	383,500	408,300	438,900	468,000	
	27	275,900	289,000	301,900	332,900	385,200	410,100	440,400	468,600	
	28	277,100	290,200	302,400	333,900	386,800	412,000	441,800	469,200	
	29	278,300	291,100	302,800	334,800	388,400	413,700	443,300	469,800	
	30	279,400	292,100	303,400	336,000	390,000	415,100	444,600	470,500	
	31	280,500	293,200	303,900	337,100	391,600	416,300	445,800	471,000	
	32	281,600	294,200	304,400	338,200	393,200	417,600	447,000	471,500	
	33	282,900	295,400	304,900	339,300	394,900	418,600	448,000	472,000	
	34	284,200	296,000	305,500	340,500	396,900	419,700	448,700	472,300	
	35	285,400	296,600	305,900	341,700	398,900	420,700	449,400	472,600	
	36	286,700	297,200	306,300	342,700	400,900	421,700	450,100	473,000	
	37	287,600	297,600	306,800	343,800	402,600	422,800	450,600	473,300	
	38	288,600	298,200	307,400	345,000	404,300	423,900	451,000	473,500	
	39	289,700	298,800	308,000	346,200	405,800	425,000	451,400	473,800	
	40	290,800	299,300	308,500	347,400	407,300	426,100	451,700	474,000	

	41	292,000	299,700	309,100	348,500	408,500	427,300	452,000	474,300	
	42	292,600	300,300	309,800	349,600	409,500	428,100	452,300	474,500	
	43	293,200	300,900	310,500	350,800	410,500	428,900	452,600	474,700	
	44	293,700	301,400	311,100	352,000	411,500	429,500	452,900	474,900	
	45	294,100	301,800	311,700	353,100	412,500	430,000	453,100	475,300	
	46	294,600	302,300	312,500	354,400	413,600	430,700	453,400		
	47	295,100	302,800	313,300	355,600	414,700	431,400	453,700		
	48	295,600	303,300	314,000	356,800	415,800	432,000	453,900		
	49	296,000	303,800	314,800	358,000	417,100	432,700	454,200		
	50	296,500	304,300	315,800	359,300	417,900	433,100	454,500		
	51	297,000	304,900	316,800	360,600	418,700	433,700	454,800		
	52	297,500	305,400	317,800	361,900	419,300	434,300	455,100		
	53	298,000	306,000	318,800	362,800	419,800	434,700	455,300		
	54	298,600	306,600	319,900	364,100	420,500	435,100	455,600		
	55	299,000	307,300	320,900	365,300	421,100	435,600	455,800		
	56	299,400	307,900	321,900	366,500	421,800	436,100	456,100		
	57	299,900	308,500	322,900	367,600	422,100	436,600	456,300		
	58	300,400	309,300	324,000	368,900	422,800	437,100	456,600		
	59	300,900	310,100	325,100	370,300	423,500	437,500	456,900		
	60	301,300	310,800	326,200	371,700	424,000	437,900	457,100		
	61	301,800	311,600	327,000	373,000	424,400	438,300	457,300		
	62	302,200	312,400	328,100	374,500	424,800	438,600	457,600		
	63	302,700	313,200	329,200	376,000	425,300	438,900	457,900		
	64	303,100	314,100	330,300	377,400	425,800	439,200	458,200		
	65	303,600	314,900	331,200	378,600	426,300	439,400	458,400		
	66	304,100	315,700	332,300	380,000	426,700	439,700	458,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	67	304,500	316,500	333,400	381,300	427,200	440,000	459,000		
	68	304,900	317,300	334,500	382,700	427,700	440,200	459,300		
	69	305,400	318,200	335,500	383,800	428,200	440,400	459,500		
	70	305,800	319,000	336,600	385,000	428,700	440,700	459,800		
	71	306,200	319,900	337,800	386,200	429,300	441,000	460,100		
	72	306,700	320,800	339,000	387,400	429,800	441,200	460,400		
	73	307,200	321,400	339,700	388,700	430,200	441,400	460,600		
	74	307,700	322,300	341,000	389,900	430,800	441,700			
	75	308,300	323,200	342,300	391,100	431,200	442,000			
	76	308,700	324,000	343,600	392,200	431,400	442,200			
	77	309,200	324,600	344,800	393,300	431,700	442,400			
	78	309,700	325,500	346,200	394,500	432,200	442,700			
	79	310,300	326,400	347,600	395,600	432,500	443,000			
	80	310,900	327,400	349,000	396,800	432,800	443,200			
	81	311,400	328,300	350,300	397,900	433,100	443,400			
	82	311,900	329,300	351,900	398,500	433,500	443,700			
	83	312,600	330,200	353,400	399,000	433,900	444,000			
	84	313,200	331,200	354,900	399,500	434,300	444,200			

	85	313,800	332,100	356,300	400,100	434,600	444,400			
	86	314,400	333,100	357,800	400,700					
	87	315,100	334,100	359,300	401,300					
	88	315,800	335,100	360,700	401,900					
	89	316,500	336,000	362,000	402,200					
	90	317,200	337,300	363,200	402,700					
	91	317,900	338,500	364,400	403,200					
	92	318,600	339,700	365,700	403,700					
	93	319,100	340,900	367,000	404,100					
	94	320,000	342,200	368,500	404,500					
	95	320,900	343,400	370,000	405,000					
	96	321,700	344,600	371,400	405,500					
	97	322,400	345,800	372,700	405,900					
	98	323,300	347,100	373,900	406,400					
	99	324,200	348,300	375,000	406,900					
	100	325,100	349,500	376,200	407,300					
	101	326,000	350,900	377,300	407,600					
	102	327,000	351,800	378,400	408,000					
	103	328,000	352,800	379,500	408,400					
	104	328,900	353,900	380,600	408,700					
	105	329,700	355,000	381,800	409,000					
	106	330,300	356,100	382,300	409,500					
	107	330,900	357,100	382,900	410,000					
	108	331,500	358,100	383,500	410,500					
	109	332,000	359,300	384,100	410,800					
	110	332,500	360,300	384,600	411,300					
	111	332,900	361,300	385,000	411,800					
	112	333,400	362,200	385,500	412,300					
	113	334,200	363,100	385,900	412,600					
	114	334,800	364,000	386,300	413,100					
	115	335,500	364,900	386,800	413,600					
	116	336,100	365,900	387,300	414,100					
	117	336,700	366,900	387,700	414,500					
	118	337,400	367,300	388,200	415,000					
	119	338,100	367,900	388,800	415,400					
	120	338,800	368,500	389,300	415,900					
	121	339,400	368,800	389,500	416,300					
	122	339,700	369,200	390,000						
	123	340,200	369,600	390,500						
	124	340,700	370,000	390,900						
	125	341,000	370,400	391,400						
	126		370,800	391,900						
	127		371,200	392,400						
	128		371,600	392,900						

129		372,000	393,200							
130		372,400	393,700							
131		372,800	394,200							
132		373,200	394,700							
133		373,400	395,000							
134		373,900	395,500							
135		374,200	395,900							
136		374,500	396,300							
137		374,800	396,600							
138		375,200	397,000							
139		375,700	397,500							
140		376,200	398,000							
141		376,500	398,300							
142		377,000								
143		377,500								
144		378,000								
145		378,300								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		257,300	269,400	273,900	306,500	323,800	338,400	362,600	398,900	431,800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,800	261,700	334,400	391,300	466,600
	2	217,200	263,100	336,200	392,800	468,400
	3	219,500	264,500	338,000	394,200	470,200
	4	221,800	265,900	339,700	395,600	472,000
	5	224,100	267,300	341,300	397,000	473,700
	6	226,300	268,500	343,200	398,400	475,400
	7	228,500	269,700	345,100	399,900	477,300
	8	230,700	270,900	346,900	401,300	479,100
	9	232,900	272,200	348,700	402,600	480,800
	10	235,100	273,300	350,700	404,000	482,400
	11	237,300	274,400	352,500	405,500	484,000
	12	239,500	275,600	354,200	407,000	485,500

13	241, 700	276, 900	355, 900	408, 300	487, 000
14	243, 800	278, 600	357, 600	409, 800	488, 300
15	245, 900	280, 300	359, 100	411, 300	489, 700
16	248, 000	282, 000	360, 700	412, 800	491, 000
17	250, 100	283, 700	362, 300	414, 200	492, 200
18	251, 900	285, 700	363, 600	415, 800	492, 800
19	253, 600	287, 900	364, 800	417, 400	493, 400
20	255, 300	290, 100	365, 900	418, 900	494, 100
21	257, 000	292, 300	367, 200	420, 100	494, 700
22	258, 300	294, 500	368, 800	421, 500	
23	259, 600	296, 700	370, 400	422, 900	
24	260, 800	298, 800	371, 900	424, 200	
25	262, 000	300, 800	373, 300	425, 800	
26	263, 200	302, 700	374, 900	427, 200	
27	264, 400	304, 600	376, 400	428, 500	
28	265, 600	306, 400	377, 900	429, 900	
29	266, 700	308, 200	379, 400	431, 300	
30	267, 700	310, 100	381, 000	432, 600	
31	268, 800	311, 900	382, 600	434, 100	
32	269, 800	313, 600	384, 100	435, 600	
33	270, 900	315, 300	385, 600	437, 200	
34	272, 000	317, 100	387, 200	438, 600	
35	273, 200	318, 800	388, 700	440, 200	
36	274, 500	320, 400	390, 200	441, 700	
37	275, 700	322, 000	391, 700	443, 400	
38	276, 800	323, 700	393, 200	444, 900	
39	278, 000	325, 500	394, 700	446, 500	
40	279, 100	327, 200	396, 100	448, 100	
41	280, 400	328, 500	397, 400	449, 600	
42	281, 400	330, 400	398, 900	451, 100	
43	282, 400	332, 200	400, 300	452, 300	
44	283, 300	333, 900	401, 700	453, 500	
45	283, 900	335, 500	403, 200	454, 700	
46	284, 700	337, 400	404, 800	456, 000	
47	285, 500	339, 100	406, 400	457, 200	
48	286, 300	340, 800	407, 800	458, 400	
49	287, 000	342, 500	409, 000	459, 500	
50	287, 800	344, 200	410, 400	460, 700	
51	288, 500	345, 900	411, 800	461, 900	
52	289, 300	347, 600	413, 100	463, 100	
53	290, 100	349, 300	414, 300	464, 300	
54	290, 900	350, 600	415, 500	465, 500	
55	291, 600	351, 900	416, 800	466, 700	
56	292, 400	353, 200	418, 100	467, 900	
57	293, 100	354, 700	419, 400	469, 000	
58	293, 700	356, 300	420, 700	469, 600	

	59	294,500	357,800	422,100	470,100	
	60	295,300	359,400	423,300	470,600	
	61	296,000	360,800	424,500	471,100	
	62	296,600	362,400	425,900		
	63	297,400	364,000	427,300		
	64	298,000	365,400	428,600		
	65	299,000	366,900	429,800		
	66	299,800	368,500	431,000		
	67	300,500	370,100	432,300		
	68	301,200	371,600	433,700		
	69	301,800	373,100	435,000		
	70	302,500	374,700	436,200		
	71	303,200	376,200	437,200		
	72	303,900	377,700	438,400		
	73	304,600	379,200	439,600		
	74	305,300	380,800	440,700		
定年 前再 任用	75	306,000	382,400	441,900		
短時 間勤	76	306,500	383,900	442,900		
務職	77	307,100	385,300	444,000		
員以 外の	78	307,700	386,700	445,000		
職員	79	308,400	388,100	446,000		
	80	309,000	389,400	447,000		
	81	309,500	390,700	447,900		
	82	310,100	392,100	448,700		
	83	310,800	393,400	449,500		
	84	311,500	394,700	450,300		
	85	312,100	395,800	451,000		
	86	312,900	397,200	451,400		
	87	313,600	398,500	451,800		
	88	314,200	399,800	452,200		
	89	314,900	401,000	452,600		
	90	315,700	402,300	452,900		
	91	316,500	403,400	453,200		
	92	317,300	404,600	453,400		
	93	317,800	405,800	453,700		
	94	318,600	406,900	454,000		
	95	319,400	408,100	454,300		
	96	320,200	409,300	454,500		
	97	320,800	410,700	454,700		
	98	321,500	411,700	455,000		
	99	322,300	412,700	455,300		
	100	323,000	413,700	455,500		
	101	323,800	414,600	455,700		
	102	324,600	415,600	456,000		
	103	325,500	416,700	456,300		
	104	326,300	417,800	456,500		

105	326, 900	418, 500	456, 700	
106	327, 700	419, 400		
107	328, 500	420, 300		
108	329, 300	421, 200		
109	330, 000	422, 000		
110	330, 400	422, 800		
111	330, 700	423, 600		
112	331, 200	424, 400		
113	331, 700	425, 000		
114	332, 100	425, 700		
115	332, 500	426, 400		
116	332, 900	427, 100		
117	333, 400	427, 700		
118	333, 900	428, 200		
119	334, 300	428, 500		
120	334, 800	428, 800		
121	335, 300	429, 100		
122	335, 700	429, 400		
123	336, 100	429, 700		
124	336, 600	429, 900		
125	337, 100	430, 100		
126	337, 400	430, 400		
127	337, 700	430, 700		
128	338, 000	430, 900		
129	338, 200	431, 100		
130	338, 500	431, 400		
131	338, 800	431, 700		
132	339, 000	431, 900		
133	339, 200	432, 100		
134	339, 400	432, 400		
135	339, 600	432, 700		
136	339, 900	432, 900		
137	340, 200	433, 100		
138	340, 400	433, 400		
139	340, 700	433, 700		
140	341, 000	433, 900		
141	341, 200	434, 100		
142	341, 400	434, 400		
143	341, 700	434, 700		
144	341, 900	434, 900		
145	342, 200	435, 100		
146	342, 400			
147	342, 700			
148	343, 000			
149	343, 200			
150	343, 400			

	151	343,700				
	152	344,000				
	153	344,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		249,100	290,800	321,000	350,100	437,900

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,800	235,900	334,400	363,800	450,000
	2	217,200	238,300	336,200	365,300	451,300
	3	219,500	240,700	338,000	366,800	452,500
	4	221,800	243,200	339,700	368,200	453,800
	5	224,100	245,600	341,300	369,600	454,900
	6	226,300	248,000	343,200	370,900	456,000
	7	228,500	250,400	345,100	372,200	457,200
	8	230,700	252,900	346,900	373,600	458,400
	9	232,900	255,300	348,700	375,000	459,700
	10	235,100	256,900	350,700	376,300	460,900
	11	237,300	258,500	352,500	377,600	462,000
	12	239,500	260,100	354,200	378,800	463,100
	13	241,700	261,700	355,900	380,000	464,300
	14	243,800	263,100	357,600	381,300	465,100
	15	245,900	264,500	359,100	382,500	465,900
	16	248,000	265,900	360,700	383,700	466,800
	17	250,100	267,300	362,300	384,700	467,700
	18	251,900	268,500	363,600	385,900	468,100
	19	253,600	269,700	364,800	387,100	468,600
	20	255,300	270,900	365,900	388,200	469,100
	21	257,000	272,200	367,200	389,200	469,600
	22	258,300	273,300	368,600	390,400	
	23	259,600	274,400	370,000	391,600	
	24	260,800	275,600	371,300	392,700	
	25	262,000	276,900	372,500	393,700	
	26	263,100	278,600	373,900	394,900	

	27	264, 200	280, 300	375, 200	396, 000
	28	265, 300	282, 000	376, 500	397, 100
	29	266, 500	283, 700	377, 700	398, 200
	30	267, 600	285, 700	379, 100	399, 400
	31	268, 700	287, 900	380, 400	400, 600
	32	269, 700	290, 100	381, 700	401, 700
	33	270, 800	292, 300	383, 000	402, 700
	34	271, 800	294, 500	384, 200	403, 800
	35	272, 800	296, 700	385, 300	405, 000
	36	273, 900	298, 800	386, 500	406, 200
	37	275, 100	300, 800	387, 700	407, 400
	38	276, 000	302, 700	388, 900	408, 700
	39	277, 000	304, 600	390, 100	409, 800
	40	278, 100	306, 400	391, 200	411, 000
	41	279, 300	308, 200	392, 300	412, 100
	42	280, 400	310, 100	393, 500	413, 400
	43	281, 500	311, 900	394, 700	414, 400
	44	282, 600	313, 600	395, 800	415, 500
	45	283, 500	315, 300	396, 900	416, 700
	46	284, 300	317, 100	398, 200	417, 900
	47	285, 100	318, 800	399, 400	419, 100
	48	285, 900	320, 400	400, 500	420, 300
	49	286, 500	322, 000	401, 400	421, 400
	50	287, 300	323, 700	402, 600	422, 400
	51	288, 000	325, 500	403, 600	423, 700
	52	288, 700	327, 200	404, 700	424, 900
	53	289, 500	328, 500	405, 500	426, 100
	54	290, 300	330, 400	406, 600	427, 200
	55	290, 900	332, 200	407, 600	428, 300
	56	291, 600	333, 900	408, 600	429, 400
	57	292, 300	335, 500	409, 700	430, 400
	58	293, 100	337, 400	410, 700	431, 600
	59	293, 900	339, 100	411, 800	432, 800
	60	294, 500	340, 800	412, 900	434, 000
	61	295, 100	342, 500	413, 900	434, 600
	62	295, 800	344, 200	415, 000	435, 400
	63	296, 500	345, 900	416, 100	436, 100
	64	297, 000	347, 600	417, 100	436, 600
	65	297, 700	349, 300	418, 000	436, 900
	66	298, 400	350, 600	418, 900	437, 200
	67	299, 000	351, 900	419, 900	437, 600
	68	299, 600	353, 200	420, 900	438, 000
	69	300, 300	354, 700	421, 700	438, 300
	70	301, 000	356, 200	422, 500	438, 700
	71	301, 600	357, 700	423, 200	439, 000
	72	302, 300	359, 200	424, 000	439, 300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	302,800	360,500	424,700	439,600	
	74	303,400	362,000	425,300	439,900	
	75	304,100	363,500	426,000	440,200	
	76	304,600	364,900	426,700	440,500	
	77	305,200	366,300	427,300	440,700	
	78	305,800	367,800	428,000	441,000	
	79	306,400	369,300	428,500	441,300	
	80	307,000	370,800	429,100	441,500	
	81	307,500	372,100	429,500	441,700	
	82	308,000	373,400	429,900		
	83	308,600	374,700	430,200		
	84	309,200	375,900	430,400		
	85	309,600	377,100	430,600		
	86	310,000	378,300	430,900		
	87	310,500	379,400	431,200		
	88	311,000	380,500	431,400		
	89	311,400	381,500	431,600		
	90	311,900	382,600	431,900		
	91	312,300	383,700	432,200		
	92	312,800	384,800	432,400		
	93	313,100	385,900	432,600		
	94	313,600	387,000	432,900		
	95	314,100	388,000	433,200		
	96	314,500	389,100	433,400		
	97	314,800	390,100	433,600		
	98	315,200	391,100	433,900		
	99	315,600	392,000	434,200		
	100	316,000	392,900	434,400		
	101	316,400	393,700	434,600		
	102	316,700	394,700	434,900		
	103	317,000	395,500	435,200		
	104	317,300	396,400	435,400		
	105	317,500	397,200	435,600		
	106	317,800	398,100			
	107	318,100	399,000			
	108	318,300	399,900			
	109	318,500	400,700			
	110	318,700	401,700			
	111	319,000	402,600			
	112	319,300	403,500			
	113	319,500	404,100			
	114	319,700	405,000			
	115	319,900	405,900			
	116	320,200	406,800			
	117	320,500	407,600			
	118	320,700	408,300			

	119	321,000	409,100			
	120	321,300	409,900			
	121	321,500	410,500			
	122	321,700	411,200			
	123	321,900	411,900			
	124	322,200	412,500			
	125	322,500	413,100			
	126		413,800			
	127		414,300			
	128		414,900			
	129		415,500			
	130		416,100			
	131		416,600			
	132		417,100			
	133		417,400			
	134		417,700			
	135		417,900			
	136		418,200			
	137		418,500			
	138		418,800			
	139		419,100			
	140		419,400			
	141		419,700			
	142		420,000			
	143		420,300			
	144		420,600			
	145		420,800			
	146		421,100			
	147		421,400			
	148		421,600			
	149		421,800			
	150		422,100			
	151		422,400			
	152		422,600			
	153		422,800			
	154		423,100			
	155		423,400			
	156		423,600			
	157		423,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		240,300	287,700	316,200	343,500	427,500

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で

定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	198,100	248,700	340,800	390,400	462,000
	2	199,200	253,000	342,800	391,800	472,200
	3	200,400	255,800	344,800	393,200	481,900
	4	201,500	258,500	346,700	394,600	491,800
	5	202,600	261,100	348,500	396,000	501,700
	6	204,800	262,800	350,500	397,400	511,700
	7	206,900	264,300	352,400	398,700	520,400
	8	209,000	265,800	354,300	400,100	528,300
	9	211,200	267,300	356,000	401,500	536,100
	10	213,100	269,300	357,600	403,000	543,200
	11	215,100	271,200	359,100	404,400	548,500
	12	217,100	273,100	360,700	405,800	553,000
	13	219,100	275,100	362,300	407,100	556,000
	14	221,000	277,300	363,300	408,600	558,000
	15	222,900	279,500	364,300	410,100	
	16	224,700	281,700	365,200	411,600	
	17	226,400	283,800	366,300	413,100	
	18	228,200	286,100	367,500	414,700	
	19	230,000	288,400	368,700	416,300	
	20	231,800	290,800	369,900	418,000	
	21	233,600	293,100	371,100	419,200	
	22	235,400	295,200	372,200	420,600	
	23	237,100	297,300	373,200	422,000	
	24	238,800	299,300	374,200	423,300	
	25	240,500	301,300	375,300	424,600	
	26	242,600	303,200	376,300	425,900	
	27	244,500	305,100	377,200	427,400	
	28	246,400	307,000	378,200	428,900	
	29	248,300	308,900	379,100	430,100	
	30	249,400	310,400	379,900	431,300	
	31	250,500	311,900	380,700	432,900	
	32	251,600	313,400	381,500	434,400	
	33	253,000	314,900	382,200	435,700	
	34	254,300	316,400	382,900	437,100	
	35	255,700	317,900	383,700	438,500	
	36	257,100	319,300	384,500	439,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	258,500	320,700	385,200	441,300
	38	260,000	321,600	385,900	442,700
	39	261,500	322,500	386,700	444,100
	40	263,100	323,300	387,500	445,500
	41	264,500	324,000	388,300	446,600
	42	265,800	324,500	389,500	447,900
	43	267,200	325,000	390,700	449,300
	44	268,600	325,400	391,900	450,600
	45	270,100	325,800	392,600	451,400
	46	271,400	326,300	393,600	452,200
	47	272,600	326,800	394,400	453,100
	48	273,800	327,200	395,100	454,000
	49	275,000	327,600	395,800	454,800
	50	276,100	328,000	396,500	455,600
	51	277,200	328,300	397,100	456,200
	52	278,300	328,800	397,700	457,000
	53	279,300	329,200	398,300	457,400
	54	280,400	329,600	399,000	458,000
	55	281,400	330,000	399,800	458,500
	56	282,400	330,300	400,600	459,000
	57	283,400	330,700	401,200	459,500
	58	284,100	331,000	402,000	
	59	284,600	331,400	402,700	
	60	285,200	331,700	403,400	
	61	285,800	332,100	404,000	
	62	286,400	332,600	404,700	
	63	287,000	333,200	405,300	
	64	287,500	333,700	406,000	
	65	288,100	334,100	406,700	
	66	288,600	334,700	407,300	
	67	289,200	335,200	407,900	
	68	289,700	335,800	408,600	
	69	290,300	336,300	409,300	
	70	291,000	336,800	409,800	
	71	291,600	337,300	410,400	
	72	292,200	337,900	411,000	
	73	292,800	338,400	411,500	
	74	293,400	339,100	412,100	
	75	294,000	339,800	412,700	
	76	294,700	340,500	413,200	
	77	295,300	341,100	413,700	
	78	296,000	341,700	414,200	
	79	296,700	342,400	414,700	
	80	297,200	343,100	415,400	
	81	297,800	343,800	415,800	
	82	298,400	344,500		

	83	299,100	345,100			
	84	299,700	345,700			
	85	300,200	346,200			
	86	300,800	346,700			
	87	301,500	347,100			
	88	302,100	347,500			
	89	302,600	347,800			
	90	303,200	348,300			
	91	303,900	348,600			
	92	304,500	349,000			
	93	305,100	349,300			
	94	305,700	349,600			
	95	306,300	350,000			
	96	306,900	350,400			
	97	307,200	350,900			
	98	307,700	351,400			
	99	308,300	351,900			
	100	308,800	352,400			
	101	309,200	352,900			
	102	309,600	353,400			
	103	309,900	353,800			
	104	310,300	354,300			
	105	310,700	354,700			
	106	311,100	355,100			
	107	311,500	355,600			
	108	311,800	356,000			
	109	312,000	356,500			
	110	312,400	356,900			
	111	312,700	357,300			
	112	312,900	357,700			
	113	313,200	358,200			
	114	313,500	358,600			
	115	313,800	359,000			
	116	314,100	359,400			
	117	314,300	359,900			
	118	314,600	360,300			
	119	314,800	360,700			
	120	315,100	361,100			
	121	315,400	361,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		232,100	275,300	301,100	344,900	405,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に從

事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	307,500	417,500	472,200	568,100
	2	309,800	420,200	474,200	574,200
	3	312,100	422,800	476,100	579,300
	4	314,300	425,200	478,000	584,000
	5	316,400	427,500	479,400	588,300
	6	319,900	429,700	481,100	592,600
	7	323,400	431,700	482,900	596,000
	8	326,800	433,800	484,700	598,900
	9	330,200	435,900	486,500	601,400
	10	333,700	437,400	488,200	603,700
	11	337,100	438,900	490,000	
	12	340,500	440,400	491,800	
	13	343,900	441,800	493,600	
	14	347,400	443,200	495,300	
	15	350,800	444,700	497,100	
	16	354,200	446,100	498,900	
	17	357,600	447,400	500,700	
	18	360,700	448,900	502,600	
	19	363,900	450,300	504,500	
	20	367,100	451,700	506,400	
	21	370,400	453,000	508,300	
	22	373,500	454,500	510,000	
	23	376,600	455,900	511,800	
	24	379,600	457,300	513,600	
	25	382,700	458,700	515,200	
	26	385,000	460,100	517,000	
	27	387,300	461,400	518,800	
	28	389,500	462,800	520,300	
	29	391,400	464,200	521,700	
	30	393,100	465,500	523,400	
	31	394,800	466,900	525,200	
	32	396,600	468,300	526,900	
	33	398,300	469,600	528,400	
	34	400,100	471,000	529,700	
	35	401,700	472,300	531,000	
	36	403,000	473,700	532,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	404, 400	475, 100	533, 300
	38	405, 800	476, 800	534, 600
	39	407, 200	478, 400	535, 900
	40	408, 600	479, 900	537, 200
	41	410, 100	481, 500	538, 200
	42	410, 800	482, 700	539, 000
	43	411, 400	483, 800	539, 800
	44	412, 000	484, 900	540, 600
	45	412, 800	485, 900	541, 500
	46	413, 400	486, 800	542, 300
	47	414, 000	487, 700	543, 100
	48	414, 500	488, 500	543, 800
	49	415, 000	489, 200	544, 600
	50	415, 400	489, 900	545, 400
	51	415, 900	490, 600	546, 100
	52	416, 300	491, 200	547, 000
	53	416, 700	491, 800	547, 900
	54	417, 000	492, 500	548, 700
	55	417, 300	493, 100	549, 600
	56	417, 700	493, 700	550, 500
	57	418, 000	494, 000	551, 300
	58	418, 400	494, 600	552, 100
	59	418, 700	495, 200	552, 900
	60	419, 100	495, 900	553, 600
	61	419, 500	496, 300	554, 400
	62	419, 800	496, 900	555, 300
	63	420, 100	497, 600	556, 200
	64	420, 400	498, 300	557, 100
	65	420, 700	498, 700	557, 900
	66		499, 300	558, 800
	67		499, 900	559, 700
	68		500, 400	560, 600
	69		500, 900	561, 400
	70		501, 400	562, 300
	71		501, 900	563, 200
	72		502, 400	564, 100
	73		502, 800	564, 900
	74		503, 300	
	75		503, 700	
	76		504, 100	
	77		504, 600	
	78		505, 200	
	79		505, 700	
	80		506, 100	
	81		506, 600	

	82		507,200		
	83		507,800		
	84		508,300		
	85		508,800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		314,800	358,400	414,700	490,400

備考 この表は、厚生環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,900	276,300	330,100	374,200	429,100
	2	205,000	277,100	331,500	375,900	431,000
	3	207,100	277,800	332,900	377,500	433,000
	4	209,200	278,600	334,300	379,100	434,800
	5	211,200	279,400	335,600	380,600	436,600
	6	213,200	280,200	337,200	382,200	438,200
	7	215,200	281,000	338,700	383,800	439,800
	8	217,000	281,700	340,200	385,400	441,300
	9	218,800	282,400	341,500	387,000	442,800
	10	220,700	283,200	343,100	389,000	444,100
	11	222,600	284,000	344,600	391,000	445,400
	12	224,700	284,800	346,000	393,000	446,700
	13	226,400	285,600	347,400	394,400	448,000
	14	228,400	286,400	349,000	396,100	449,200
	15	230,600	287,100	350,200	397,800	450,400
	16	232,700	287,900	351,700	399,500	451,500
	17	234,800	288,700	353,200	401,200	452,700
	18	235,900	289,500	354,800	402,700	453,800
	19	236,900	290,300	356,200	404,200	455,000
	20	238,000	291,100	357,700	405,700	456,200
	21	239,100	291,800	358,900	407,000	457,300
	22	240,900	292,700	360,400	408,300	458,100
	23	242,800	293,800	361,900	409,600	458,500
	24	244,900	294,900	363,400	410,700	459,200
	25	246,600	296,100	364,500	411,800	459,700
	26	247,700	297,400	366,000	412,900	460,100
	27	248,700	298,800	367,500	414,000	460,500
	28	249,600	300,100	368,900	415,100	460,900

29	250,700	301,700	370,300	415,900	461,300
30	251,800	303,400	371,900	416,700	461,700
31	252,900	305,000	373,300	417,400	462,000
32	254,200	306,600	374,800	418,200	462,300
33	255,400	308,200	375,900	418,600	462,600
34	256,700	309,400	376,900	419,200	462,900
35	257,900	310,500	378,000	419,700	463,200
36	259,000	311,700	379,000	420,100	463,500
37	260,000	312,900	379,900	420,500	463,800
38	261,000	314,100	380,600	420,700	
39	262,100	315,300	381,400	421,000	
40	263,100	316,400	382,400	421,300	
41	264,200	317,600	383,300	421,600	
42	265,100	318,800	384,200	421,900	
43	265,900	319,900	385,100	422,200	
44	266,700	321,100	386,000	422,500	
45	267,500	322,300	386,700	422,700	
46	268,300	323,500	387,400	423,000	
47	269,100	324,700	388,200	423,300	
48	269,900	325,900	389,000	423,600	
49	270,600	327,000	389,400	423,800	
50	271,400	328,100	390,000	424,000	
51	272,200	329,300	390,700	424,300	
52	273,000	330,500	391,400	424,600	
53	273,800	331,700	391,700	424,800	
54	274,600	332,900	392,300		
55	275,200	334,200	392,900		
56	276,000	335,400	393,300		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	276,900	336,300	393,600	
	58	277,700	337,500	393,900	
	59	278,500	338,700	394,400	
	60	279,200	339,900	394,900	
	61	279,900	340,800	395,200	
	62	280,700	341,800	395,600	
	63	281,500	342,800	396,000	
	64	282,200	343,700	396,400	
	65	282,900	344,600	396,900	
	66	283,700	345,500	397,300	
	67	284,500	346,500	397,800	
	68	285,200	347,400	398,300	
	69	285,900	347,900	398,700	
	70	286,600	348,800	399,100	
	71	287,200	349,500	399,500	
	72	287,900	350,400	399,900	

73	288, 600	351, 100	400, 200
74	289, 200	351, 400	400, 700
75	289, 900	351, 800	401, 000
76	290, 500	352, 400	401, 400
77	291, 200	353, 000	401, 800
78	291, 900	353, 700	402, 300
79	292, 600	354, 400	402, 700
80	293, 200	355, 000	403, 100
81	293, 700	355, 700	403, 400
82	294, 300	356, 200	403, 900
83	295, 000	356, 800	404, 200
84	295, 600	357, 400	404, 600
85	296, 100	357, 700	404, 900
86	296, 700	358, 200	405, 400
87	297, 400	358, 600	405, 700
88	298, 000	359, 100	406, 100
89	298, 600	359, 600	406, 400
90	299, 200	360, 100	
91	299, 800	360, 600	
92	300, 400	361, 000	
93	301, 000	361, 300	
94	301, 500	361, 600	
95	301, 900	361, 800	
96	302, 300	362, 100	
97	302, 600	362, 600	
98	302, 900	362, 900	
99	303, 100	363, 200	
100	303, 400	363, 500	
101	303, 700	363, 900	
102	303, 900	364, 200	
103	304, 200	364, 500	
104	304, 500	364, 800	
105	304, 700	365, 200	
106	304, 900	365, 500	
107	305, 100	365, 700	
108	305, 300	366, 000	
109	305, 700	366, 300	
110	305, 900	366, 700	
111	306, 100	367, 100	
112	306, 300	367, 500	
113	306, 700	368, 000	
114	306, 900	368, 400	
115	307, 100	368, 800	
116	307, 400	369, 200	

	117	307,700	369,700			
	118	307,900				
	119	308,100				
	120	308,400				
	121	308,700				
	122	308,900				
	123	309,100				
	124	309,400				
	125	309,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,800	273,200	296,900	341,900	385,300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,600	295,800	334,600	375,300	430,400
	2	225,500	296,300	335,600	377,000	432,600
	3	227,300	296,800	336,600	378,700	434,800
	4	229,000	297,300	337,500	380,400	436,900
	5	230,700	297,700	338,400	382,200	438,800
	6	232,600	298,200	339,600	384,200	440,700
	7	234,400	298,700	340,800	386,200	442,500
	8	236,100	299,100	342,000	388,200	444,400
	9	237,900	299,500	342,800	389,900	446,100
	10	239,800	300,000	344,000	392,000	447,700
	11	241,700	300,500	345,100	394,100	449,500
	12	243,700	301,000	346,100	396,100	451,100
	13	245,900	301,300	347,100	398,000	452,400
	14	248,200	302,000	348,200	399,600	453,700
	15	250,500	302,600	349,000	401,400	455,300
	16	252,800	303,200	350,100	403,200	456,900
	17	256,500	303,500	351,200	404,900	458,600
	18	258,700	304,200	352,300	406,600	460,200
	19	260,900	304,700	353,200	408,600	461,700
	20	263,100	305,300	354,300	410,300	463,100
	21	265,300	306,000	355,300	412,000	464,200

	22	266, 300	306, 300	356, 500	413, 700	465, 500
	23	267, 100	307, 000	357, 600	415, 500	466, 800
	24	268, 000	307, 700	358, 700	417, 300	468, 300
	25	268, 800	308, 300	359, 400	418, 900	469, 300
	26	269, 900	308, 900	360, 700	420, 600	469, 900
	27	271, 000	309, 600	362, 000	422, 400	470, 600
	28	271, 900	310, 200	363, 300	424, 200	471, 200
	29	272, 700	310, 900	364, 500	425, 700	472, 100
	30	273, 400	311, 700	366, 000	427, 200	472, 800
	31	274, 100	312, 400	367, 500	428, 700	473, 600
	32	274, 900	313, 300	369, 000	430, 000	474, 400
	33	276, 000	314, 400	370, 200	431, 200	475, 100
	34	276, 900	315, 600	371, 700	432, 300	475, 800
	35	277, 800	316, 600	373, 100	433, 500	476, 500
	36	278, 700	317, 500	374, 500	434, 700	477, 300
	37	279, 700	318, 400	375, 900	436, 000	478, 100
	38	280, 700	319, 500	376, 900	437, 100	478, 900
	39	281, 600	320, 700	378, 300	438, 300	479, 600
	40	282, 600	322, 100	379, 600	439, 500	480, 300
	41	283, 400	323, 200	381, 000	440, 700	481, 100
	42	284, 300	324, 300	382, 400	441, 700	
	43	285, 200	325, 600	383, 700	442, 800	
	44	286, 100	327, 200	385, 100	443, 900	
	45	287, 100	327, 800	386, 500	444, 900	
	46	287, 800	328, 900	387, 600	445, 400	
	47	288, 500	330, 000	388, 600	445, 900	
	48	289, 200	331, 000	389, 700	446, 300	
	49	289, 800	332, 100	390, 700	446, 900	
	50	290, 400	333, 100	391, 400	447, 400	
	51	290, 900	334, 200	392, 300	447, 800	
	52	291, 300	335, 300	393, 100	448, 300	
	53	291, 700	336, 400	393, 600	448, 800	
	54	292, 300	337, 500	394, 300	449, 200	
	55	292, 800	338, 600	395, 000	449, 500	
	56	293, 200	339, 700	395, 600	449, 800	
	57	293, 600	340, 500	396, 200	450, 200	
	58	294, 100	341, 600	396, 700		
	59	294, 500	342, 700	397, 300		
	60	295, 000	343, 700	397, 800		
	61	295, 500	344, 600	398, 300		
	62	295, 900	345, 500	398, 800		
	63	296, 400	346, 500	399, 400		
	64	296, 800	347, 500	399, 900		
	65	297, 300	348, 700	400, 500		
	66	297, 700	350, 000	400, 900		
	67	298, 200	351, 200	401, 400		

	68	298,700	352,400	401,800		
	69	299,100	353,300	402,100		
	70	299,500	354,500	402,600		
	71	300,000	355,600	402,900		
	72	300,400	356,900	403,100		
	73	300,900	357,900	403,300		
	74	301,600	358,800	403,700		
	75	302,300	359,900	403,900		
	76	303,000	361,100	404,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	303,700	362,200	404,300		
	78	304,600	363,400	404,700		
	79	305,500	364,600	405,100		
	80	306,200	365,600	405,400		
	81	306,900	366,600	405,500		
	82	307,800	367,600	405,800		
	83	308,600	368,700	406,200		
	84	309,400	369,800	406,600		
	85	310,100	370,600	406,900		
	86	311,000	371,700	407,300		
	87	311,900	372,800	407,700		
	88	312,700	373,800	408,100		
	89	313,600	374,500	408,400		
	90	314,400	375,300			
91	91	315,300	376,100			
	92	316,200	376,800			
	93	317,000	377,400			
	94	317,900	377,900			
	95	318,900	378,400			
	96	319,800	378,900			
	97	320,300	379,500			
	98	321,100	380,000			
	99	322,000	380,500			
	100	322,800	381,000			
	101	323,600	381,400			
	102	324,500	381,800			
	103	325,500	382,400			
104	104	326,500	382,900			
	105	327,400	383,200			
	106	328,400	383,700			
	107	329,400	384,000			
	108	330,400	384,300			
	109	331,200	384,900			
	110	331,900	385,400			
	111	332,600	385,900			
112	112	333,200	386,400			
	113	333,700	387,000			

114	334,000	387,500
115	334,500	388,000
116	335,100	388,400
117	335,500	389,000
118	336,000	389,500
119	336,600	390,000
120	337,100	390,500
121	337,500	391,100
122	338,000	391,500
123	338,500	392,000
124	339,000	392,500
125	339,400	393,100
126	339,700	
127	340,000	
128	340,300	
129	340,600	
130	341,000	
131	341,300	
132	341,600	
133	341,800	
134	342,100	
135	342,400	
136	342,600	
137	342,800	
138	343,100	
139	343,400	
140	343,700	
141	343,900	
142	344,200	
143	344,500	
144	344,700	
145	344,900	
146	345,100	
147	345,400	
148	345,600	
149	345,900	
150	346,300	
151	346,700	
152	347,100	
153	347,400	
154	347,800	
155	348,200	
156	348,600	
157	348,900	
158	349,300	
159	349,600	

	160	350,000				
	161	350,300				
	162	350,700				
	163	351,100				
	164	351,500				
	165	351,800				
	166	352,200				
	167	352,600				
	168	353,000				
	169	353,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円		円	円	円	円
		271,600	290,000	304,100	345,500	390,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第4条関係)

情 報 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
	1	197,700	278,200	314,100	479,300	529,600	607,200	696,100
	2	198,800	279,200	315,600	491,300	539,600	619,200	718,100
	3	200,000	280,200	317,000	501,300	547,600	629,200	
	4	201,100	281,200	318,400	509,300	553,600		
	5	202,200	282,200	319,400	515,300	557,600		
	6	203,900	283,200	320,400	519,300			
	7	205,500	284,100	321,400				
	8	207,100	285,100	322,600				
	9	208,700	286,100	323,800				
	10	210,300	287,100	325,400				
	11	211,900	288,100	327,000				
	12	213,500	289,100	328,600				
	13	215,000	290,100	329,800				
	14	216,700	291,400	331,400				
	15	218,400	292,700	333,000				
	16	220,100	293,900	334,600				
	17	221,300	295,100	336,000				
	18	222,900	296,400	337,700				
	19	224,500	297,600	339,300				
	20	226,000	298,800	340,800				

	21	227,500	299,800	342,200
	22	229,100	301,000	343,900
	23	230,700	302,200	345,200
	24	232,300	303,500	346,800
	25	233,900	304,800	348,000
	26	235,600	305,800	349,900
	27	236,900	306,800	351,500
	28	238,200	307,800	353,100
	29	239,500	308,900	354,400
	30	240,600	310,100	356,000
	31	241,700	311,200	357,600
	32	242,800	312,400	359,200
	33	243,900	313,500	360,800
	34	245,200	314,800	362,500
	35	246,600	316,100	364,300
	36	248,000	317,400	366,100
	37	249,400	318,600	367,600
	38	250,800	319,900	369,000
	39	252,200	321,200	370,400
	40	253,600	322,500	371,800
	41	255,000	323,800	373,300
	42	256,200	325,000	374,700
	43	257,500	326,300	376,000
	44	258,800	327,400	377,500
	45	260,000	328,300	378,700
	46	261,200	329,600	379,700
	47	262,400	330,900	380,800
	48	263,600	332,200	381,900
	49	264,700	333,300	382,800
	50	265,800	334,600	383,800
	51	266,900	335,800	384,800
	52	268,000	337,000	385,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	268,900	338,300	386,700
	54	269,900	339,300	387,600
	55	270,900	340,400	388,500
	56	271,900	341,500	389,400
	57	272,900	342,200	390,200
	58	273,800	343,100	390,900
	59	274,600	343,800	391,700
	60	275,500	344,600	392,500
	61	276,300	345,400	393,100
	62	277,100	345,800	393,800
	63	277,900	346,300	394,500
	64	278,600	347,000	395,200

65	279, 300	347, 800	395, 700
66	280, 100	348, 500	396, 400
67	280, 900	349, 200	397, 000
68	281, 500	349, 800	397, 600
69	282, 200	350, 300	398, 000
70	283, 000	350, 900	398, 600
71	283, 700	351, 400	399, 200
72	284, 400	352, 000	399, 800
73	285, 100	352, 300	400, 200
74	285, 800	352, 800	400, 700
75	286, 500	353, 100	401, 200
76	287, 200	353, 500	401, 800
77	287, 900	353, 900	402, 100
78	288, 500	354, 400	402, 500
79	289, 200	354, 900	402, 800
80	289, 800	355, 400	403, 200
81	290, 500	355, 700	403, 500
82	291, 100	356, 100	403, 800
83	291, 800	356, 500	404, 100
84	292, 500	356, 900	404, 400
85	293, 000	357, 200	404, 600
86	293, 600	357, 600	404, 900
87	294, 200	358, 000	405, 200
88	294, 900	358, 400	405, 400
89	295, 500	358, 600	405, 600
90	296, 100	359, 000	405, 800
91	296, 700	359, 400	406, 000
92	297, 400	359, 800	406, 200
93	298, 000	360, 000	406, 400
94		360, 300	406, 600
95		360, 700	406, 800
96		361, 000	407, 000
97		361, 300	407, 200
98		361, 700	
99		362, 100	
100		362, 500	
101		363, 000	
102		363, 400	
103		363, 800	
104		364, 200	
105		364, 700	
106		365, 100	
107		365, 400	
108		365, 700	

定年前再任用短時間勤務職員	109			366,100				
		基準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		229,700	271,400	304,700	433,900	489,700	534,400	603,600

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第十八条の六 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千六百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>3—5 (略)</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <p>教 育 職 給 料 表</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教育職給料表(二)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に30,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>ハ 教育職給料表(三)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第十八条の六 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じ、人事委員会規則で定める。</p> <p>3—5 (略)</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <p>教 育 職 給 料 表</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教育職給料表(二)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>ハ 教育職給料表(三)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</p>

第二十一条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後				改正前			
二一 (略) (略)		二二 (略) (略)		二一 (略) (略)		二二 (略) (略)	
イ (略)		ロ (略)		イ (略)		ロ (略)	
自動車又は自転車等の片道の使用距離	用車の場合	自動車を使用する場合	通勤手当の額	自動車又は自転車等の片道の使用距離	用車の場合	自動車を使用する場合	通勤手当の額
以上四キロメートル未満	以上四キロメートル未満	以上四キロメートル未満	三千四百円	以上四キロメートル未満	以上四キロメートル未満	三千三百円	三千三百円
以上六キロメートル未満	以上六キロメートル未満	以上六キロメートル未満	五千円	以上六キロメートル未満	以上六キロメートル未満	五千円	五千円
以上八キロメートル未満	以上八キロメートル未満	以上八キロメートル未満	九千四百円	以上八キロメートル未満	以上八キロメートル未満	九千四百円	九千四百円
以上十キロメートル未満	以上十キロメートル未満	以上十キロメートル未満	一万六百円	以上十キロメートル未満	以上十キロメートル未満	一万三千四百円	一万三千四百円
以上十二キロメートル未満	以上十二キロメートル未満	以上十二キロメートル未満	一万三千八百円	以上十二キロメートル未満	以上十二キロメートル未満	一万三千八百円	一万三千八百円
以上十六キロメートル未満	以上十六キロメートル未満	以上十六キロメートル未満	一万六千円	以上十六キロメートル未満	以上十六キロメートル未満	一万六千円	一万六千円
以上三十四キロメートル未満	以上三十四キロメートル未満	以上三十四キロメートル未満	一万五千八百円	以上三十四キロメートル未満	以上三十四キロメートル未満	一万五千八百円	一万五千八百円
以上三十八キロメートル未満	以上三十八キロメートル未満	以上三十八キロメートル未満	一万五千八百円	以上三十八キロメートル未満	以上三十八キロメートル未満	一万五千八百円	一万五千八百円
以上四十二キロメートル未満	以上四十二キロメートル未満	以上四十二キロメートル未満	一万五千八百円	以上四十二キロメートル未満	以上四十二キロメートル未満	一万五千八百円	一万五千八百円
以上四十六キロメートル未満	以上四十六キロメートル未満	以上四十六キロメートル未満	一万五千八百円	以上四十六キロメートル未満	以上四十六キロメートル未満	一万五千八百円	一万五千八百円
以上五十キロメートル未満	以上五十キロメートル未満	以上五十キロメートル未満	一万五千八百円	以上五十キロメートル未満	以上五十キロメートル未満	一万五千八百円	一万五千八百円

未満	百四十キロメートル未満
百十八キロメートル未満	百十八キロメートル以上百十八キロメートル未満
百二十キロメートル未満	百二十キロメートル以上百二十キロメートル未満
七万八百円	六万八千六百円
七万八百円	六万八千六百円

4 3 三 ロ (略)
4 3 三 (略)
4 3 三 (略)

則で定めるもののうち、通勤のため、自動車等の駐車場（人事委員会規則に定めるものに限る。以下この項及び第七項において「駐車場」という。）を利用する、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常めることとするものには、第二項第三号に定める額

一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（当該額が五千円を超えるときは、五千円を通勤手当として支給する。）を支給する。支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）の人事委員会規則で定める日に支

6 8 (略)

第十四条の二 (略)

新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員その他の前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準する手当を支給する。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

4 3 三 ロ (略)
4 3 三 (略)
4 3 三 (略)

則で定めるもののうち、通勤のため、自動車等の駐車場（人事委員会規則に定めるものに限る。以下この項及び第七項において「駐車場」という。）を利用する、当該駐車場の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常めることとするものには、第二項第三号に定める額の一箇月当たりの駐車料金の額の三分の一に相当する額（当該額が三千円を超えるときは、三千円を通勤手当として支給する。）を支給する。

5 6 8 (略)

第十四条の二 (略)

新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員その他の前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準する手当を支給する。

		改 正 後		改 正 前	
2	第三条 (給与の額等) (略)	2	第三条 (給与の額等) (略)	2	第三条 (給与の額等) (略)
3	2 （略）	2 （略）	3 （略）	3 （略）	3 （略）

2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第ニ項第二号中「百分の百八・七五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の八十・四・五」とあるのは「百分の百二十六」と、「百分の六十五・一五」とあるのは「百分の九十九・五」と、「百分の三十一・六一五」とあるのは「百分の四十七・一五」と、同項第三ニ号中「百分の百八・七五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の八十七」とあるのは「百分の百二十六」と、「百分の六十五・一五」とあるのは「百分の九十四・五」と、「百分の三十一・六一五」とあるのは「百分の四十七・一五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めるものとする。

3 2
（略）

2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第ニ項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百一十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十一・一五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三ニ号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十六」とあるのは「百分の百一十四」と、「百分の六十四・五」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の三十一・一五」とあるのは「百分の四十六・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとする。

3 2
（略）

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後		改 正 前	
2	第五条 (給与に関する特例) (略)	2	第五条 (給与に関する特例) (略)	2	第五条 (給与に関する特例) (略)
3	2 （略）	2 （略）	3 （略）	3 （略）	3 （略）

2
（略）

2
（略）

3
（略）

3
（略）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right; padding: 2px;">3</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">号給</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">1</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">2</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">3</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第二項及び第二項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。) 第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項及び第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の九十二」と、「百分の三十一・一五」とあるのは「百分の四十六・五」と、同項第三号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の八十六」とあるのは「百分の百九十三」と、「百分の三十一・六二五」とあるのは「百分の四十六・五」と、「百分の九十三・七五」と、「百分の三十二・六二五」とあるのは「百分の四十六・八七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	3	号給	1	2	3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right; padding: 2px;">3</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">号給</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">1</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">2</td><td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">3</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第二項及び第二項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。) 第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項及び第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の百二十四」と、「百分の九十二」と、「百分の三十一・一五」とあるのは「百分の四十六・五」と、「百分の九十三」と、「百分の三十二・六二五」とあるのは「百分の四十六・八七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	3	号給	1	2	3
3	号給	1	2	3							
3	号給	1	2	3							

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第六条 (給与に関する特例) (略)	第六条 (給与に関する特例) (略)

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第七条 (給与条例等の適用除外等)

2 第二条 第二項の規定により任期を定めて採用された職員と、給与条例第十七条の四第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百八・七五」とあるのは「百分の七十八・七五」と、百分の八十七」とあるのは「百分の六十二」と、百分の六十五・一五」とあるのは「百分の四十七・一五」と、百分の三十一・六一五」と、同項第二号中「百分の百八・七五」とあるのは「百分の七十八・七五」と、百分の八十七」とあるのは「百分の六十二」と、百分の六十五・一五」とあるのは「百分の四十七・一五」と、百分の三十一・六一五」とあるのは「百分の二十三・六一五」と、給与条例第十八条の四第二項中「百分の百六・一五」とあるのは「百分の八十八・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

2 第二条 第二項の規定により任期を定めて採用された職員と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第一号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十七・五」と、百分の八十六」とあるのは「百分の六十二」と、百分の六十四・五」とあるのは「百分の四十九・五」と、百分の三十一・一五」とあるのは「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十七・五」と、百分の八十六」とあるのは「百分の六十二」と、百分の六十四・五」とあるのは「百分の四十六・五」と、百分の三十一・一五」とあるのは「百分の一十三・二五」と、給与条例第十八条の四第二項中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第七条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成二十一年広島県条例第一号。）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、次項第一号若しくは第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第一号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて令和七年十一月一日に係る期末手当の支給を受けない職員（「第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。以下次条において同じ。）については、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百八・七五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の八十七」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の五」と、「百分の八十七」とあるのは「百分の八十六」と、「百分の六十五・一五」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の三十一・六一五」とあるのは「百分の三十一・六一五」とあるのは「百分の三十一・一五」とする。</p> <p>2 2 2 2 4 4 4 4 (略) (略) (略) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。</p>
<p>第六条の二 (勤勉手当)</p> <p>2 2 2 2 第六条の二 (勤勉手当) 第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・一五を乗じて得た額と第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。</p> <p>3 3 3 3 4 4 4 4 (略) (略) (略) (略)</p>	<p>第六条の二 (勤勉手当)</p> <p>2 2 2 2 第六条の二 (勤勉手当) 第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>

第八条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十八条に規定する期末手当の支給を受ける職員の例により期末手当を支給する。ただし、次項第一</p>

別表を次のように改める。

別表 (第四条關係)

職務	基礎日額	上限日額
事務職	九、九〇〇円	一三、六五〇円
教育職	一〇、七五〇円	一五、一三〇〇円
医療職	一〇、一五〇円	一四、七五〇円
専門事務職	一三、九〇〇円	一六、六五〇円
専門教育職	一一、八〇〇円	一六、四五〇円
専門研究職	一一、四五〇円	一六、六〇〇円
専門医療職	一三、八〇〇円	二二、六五〇円

高度専門職

一〇、一五〇円

四四、六五〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限額は、事務職については一万四千九百円と、教育職については一万七千二百円と、医療職については一万七千六百五十円と、専門事務職については一万八千三百円と、専門教育職については二万一千七百五十円と、専門研究職については一万八千百円と、専門医療職については二万五千四百五十円とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第九条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
第三十六条（教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当） 2 二二一（略）	第三十六条（教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当） 2 二二一（略）
四三二 前項第一号に掲げる業務 八千円	四三二 前項第一号に掲げる業務 七千五百円
四・五（略）	四・五（略）
四三三 前項第一号に掲げる業務 八千円	四三三 前項第一号に掲げる業務 七千五百円

第十条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
第二条（特殊勤務手当の種類） 二二二（略）	第二条（特殊勤務手当の種類） 二二二（略）
二二三 船員作業従事職員の特殊勤務手当	二二三 船員作業従事職員の特殊勤務手当
二二四（船員作業従事職員の特殊勤務手当）	二二四（船員作業従事職員の特殊勤務手当）
第五十二条 船員作業従事職員の特殊勤務手当 は船員が、航海中の船舶において行う作業	第五十二条 船員作業従事職員の特殊勤務手当 は船員が、航海中の船舶において行う作業
2 で人事委員会規則で定めるものに従事したと きに支給する。	2 で人事委員会規則で定めるものに従事したと きに支給する。
2 前項の手当は、作業に従事した日一日につ き一千四百十円を超えない範囲内において人事 委員会規則で定める額とする。	2 前項の手当は、作業に従事した日一日につ き一千四百十円を超えない範囲内において人事 委員会規則で定める額とする。
第五十三条 削除	第五十三条 削除

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第二

十六号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
第十五条 (略) 第十九条 (略) 〔職員給料表三級九十七号附 2 7 (略) 〔職員の給与に関する条例の一部改正に伴う 第十六条 (略) 〔市町立学校職員の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例附則に関する読み替え〕 第二十九条 (略)	第十五条 (略) 第十九条 (略) 〔職員の給与に関する条例の一部改正に伴う 第十六条 (略) 〔市町立学校職員の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例附則に関する読み替え等〕 第二十九条 (略)
2 第二十九条 (略) 〔市町立学校職員の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例附則に関する読み替え等〕 第二十九条 (略)	2 第二十九条 (略) 〔市町立学校職員の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例附則に関する読み替え等〕 第二十九条 (略)
附 則 (施行期日等)	附 則 (施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ
れ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び第九条の規定 令和八年一月一日
- 二 第二条、第八条、第十条及び第十二条の規定 令和八年四月一日
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第四条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）、第五条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付研究員条例」という。）、第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）及び第七条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（令和十二年十二月三十一日までの間における教育職給料表の加算額に関する経過措置）

第二条 令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）別表第二二〇の備考2に規定する職務の級が三級である職員及び職務の級が四級である職員の給料月額に加算する額は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。

期	間	職務の級が三級である職員	職務の級が四級である職員
令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで		一万五千五百円	三千八百円
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで		一万五千四百円	七千七百円
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで		一万九千一百円	一万五千五百円
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで		一万三千円	一万五千三百円
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで		一万六千九百円	一万九千一百円

- 2 令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間における第二条改正後給与条例別表第二二〇の備考2に規定する職務の級が三級である職員及び職務の級が四級である職員の給料月額に加算する額は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。

期	間	職務の級が三級である職員	職務の級が四級である職員
令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで		一万五千五百円	四千円
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで		一万五千六百円	八千円

令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	一万九千六百円	一万一千百円
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	一万三千六百円	一万六千百円
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	一万七千七百円	一万二千百円

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十四条の二第一項の規定は、令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となつて職員の給与に関する条例第十四条の二第一項に規定する特地公署又は同条例第十四条の二第一項に規定する準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第二十六号)附則第四条第四項に規定する暫定再任用職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があるものと認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

(休職又は育児休業をしている会計年度任用職員の特例)

第四条 任用期間が六月以上であり、かつ、改正後会計年度任用職員条例第六条第一項第二号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であつて、令和七年十二月一日時点において地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定により休職し、又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしているものについては、改正後会計年度任用職員条例第六条第一項ただし書に規定する第六条第一項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員として、改正後会計年度任用職員条例第六条第一項本文の規定を適用する。

(給与の内払)

第五条 改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例又は改正後会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第四条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第六条の規定による改正前の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例、改正後任期付職員条例又は改正後会計年度任用職員条例の規定による給与等の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第六条 前四条に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規

風の聲を

(提案理由)

人事委員会の令和七年九月二十日付けの給与勧告などを考慮して、職員に適用する給料表、諸手当の額を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第●●号議案)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事課
教育委員会

一 改正の理由

人事委員会の令和七年九月二十日付けの給与勧告などを考慮して、職員に適用する給料表、諸手当の額を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料表の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定する。

区分	改正案	現行
医療職給料表(一)適用者	二七一、三〇〇円	三七〇、四〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五一、一〇〇円	五一、六〇〇円

(2) 通勤手当

ア 自動車の使用距離の区分について、片道百一十一キロメートル以上まで新設する。

イ 自動車等の片道の使用距離の区分に応じた支給月額について、額を改定するとともに、新設する区分の額を定める。

ウ 通勤のために交通機関等を利用し、かつ、自動車又は自転車等を使用する職員のうち、駐車場を利用し、駐車料金を負担するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）に支給する手当について、限度額を一箇月当たり五千円に引き上げるとともに、駐車料金の二分の一に相当する額とする取扱いを廃止する。

(3) 特地勤務手当に準ずる手当

特地勤務手当に準ずる手当について、採用に伴い支給要件を満たした職員に対しても支給する。

(4) 宿日直手当

宿日直手当の限度額を次のとおり改定する。

区分	改正案	現行
通常の宿直勤務又は日直勤務を行う場合	四、七〇〇円	四、四〇〇円
特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務を行う場合	七、七〇〇円	七、四〇〇円
常直的に宿直勤務又は日直勤務を行う場合	一三一、五〇〇円	一一一、〇〇〇円

(5) 期末手当

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区分	支給月	改正案	現行
～部職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の一〇八・七五	一〇〇分の一〇七・五
特定幹部職員（定期前再任用短時間勤務職員を除く。）	一二月	一〇〇分の一〇八・七五	一〇〇分の一〇七・五
定期前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の八八・七五	一〇〇分の八七・五
定期前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員に限る。）	一二月	一〇〇分の六一・一五	一〇〇分の六〇
	六月	一〇〇分の五一・一五	一〇〇分の五〇
	一二月	一〇〇分の五一・一五	一〇〇分の五〇

(6) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

区分	支給月	改正案	現行
～部職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の一〇六・一五	一〇〇分の一〇五
特定幹部職員（定期前再任用短時間勤務職員を除く。）	一二月	一〇〇分の一一六・一五	一〇〇分の一一五
定期前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の五一・一五	一〇〇分の五〇
	一二月	一〇〇分の五一・一五	一〇〇分の五〇

定年前再任用職員（特定幹部職員に限る。）	六月 一二月	一〇〇分の六一・一五 一〇〇分の六一・一五	一〇〇分の六〇 一〇〇分の六〇
----------------------	-----------	--------------------------	--------------------

(7) 特殊勤務手当

人事院規則の改正を踏まえ、航海中の船舶において行う作業に従事した職員に対して支給する手当を新設する。

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の改定

任期付研究員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
任期付研究員	六月 一二月	一〇〇分の一五六・一五 一〇〇分の一五六・一五	一〇〇分の一五五 一〇〇分の一五五

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料表の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月 一二月	一〇〇分の七八・七五 一〇〇分の七八・七五	一〇〇分の七七・五 一〇〇分の七七・五

(三) 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特定任期付職員	六月 一二月	一〇〇分の八八・七五 一〇〇分の八八・七五	一〇〇分の八七・五 一〇〇分の八七・五

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	改 正 案	現 行
特別職の職員等	六月	一〇〇分の一五七・五	一〇〇分の一五五

	一一月	一〇〇分の一五七・五	一〇〇分の一五五
--	-----	------------	----------

5 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

(一) 賃料の改定

賃料を、1(一)の職員の給与改定に伴い改定する。

(二) 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のように改定する。

区分	支給月	改正案	現行
短時間勤務会計年度任用職員(任用期間が六月以上のうち月額報酬の者に限る。)	六月 一一月	一〇〇分の一〇八・七五 一〇〇分の一〇八・七五	一〇〇分の一〇七・五 一〇〇分の一〇七・五

(三) 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次のように改定する。

区分	支給月	改正案	現行
短時間勤務会計年度任用職員(任用期間が六月以上のうち月額報酬の者に限る。)	六月 一一月	一〇〇分の一〇六・一五 一〇〇分の一〇六・一五	一〇〇分の一〇五 一〇〇分の一〇五

6 教育職員の給与改定

(一) 教育職給料表の加算額の改定等

教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員の給料月額に加算する額を次により改定等する。

区分	改正案	現行
教育職給料表(二)の適用を受ける職務の級が3級である職員	三〇、七〇〇円	七、七〇〇円
教育職給料表(二)の適用を受ける職務の級が4級である職員	一一三、〇〇〇円	非支給
教育職給料表(二)の適用を受ける職務の級が3級である職員	三一、七〇〇円	七、五〇〇円
教育職給料表(二)の適用を受ける職務の級が4級である職員	一一四、一二〇円	非支給

(二) 諸手当の改定

(1) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当の限度額を一箇月当たり八千六百円に引き上げる。

(2) 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当

教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を次のとおり改定する。

区分	改正案	現行
児童又は生徒の負傷、疾患等に伴う救急の業務を行なう場合	八、〇〇〇円	七、五〇〇円
児童又は生徒に対する緊急の補導業務を行なう場合	八、〇〇〇円	七、五〇〇円

7 経過措置等

(一) 特地勤務手当に準ずる手当の改定に伴い、必要な経過措置を定める。

(二) 教育職給料表の加算額の改定等に伴い、必要な経過措置を定める。

(三) その他必要な改正を行う。

三 施行期日等

- 1 一二一(一)並びに(二)、(4)、(5)及び(6)、一二二から五までについては、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。
- 2 一二六については、令和八年一月一日から施行する。
- 3 1及び2以外については、令和八年四月一日から施行する。

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百二十三条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百二十三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれ

を定めなければならない。

第一百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の一第一項第一号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身起任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準する手当を含む。）、べき地手当（これに準する手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

令和7年12月9日

広島県知事様

広島県教育委員会
(総務課)

議案に対する意見聴取について (回答)

令和7年12月8日付けで意見を求められたことについては、同意します。

○ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案

令和7年12月4日

広島県教育委員会様

広島県知事

議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年十一月〇日

広島県知事 横田 美香

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	214,800	235,900	334,400	363,800	450,000
	2	217,200	238,300	336,200	365,300	451,300
	3	219,500	240,700	338,000	366,800	452,500
	4	221,800	243,200	339,700	368,200	453,800
	5	224,100	245,600	341,300	369,600	454,900
	6	226,300	248,000	343,200	370,900	456,000
	7	228,500	250,400	345,100	372,200	457,200
	8	230,700	252,900	346,900	373,600	458,400
	9	232,900	255,300	348,700	375,000	459,700
	10	235,100	256,900	350,700	376,300	460,900
	11	237,300	258,500	352,500	377,600	462,000
	12	239,500	260,100	354,200	378,800	463,100
	13	241,700	261,700	355,900	380,000	464,300
	14	243,800	263,100	357,600	381,300	465,100
	15	245,900	264,500	359,100	382,500	465,900
	16	248,000	265,900	360,700	383,700	466,800

17	250, 100	267, 300	362, 300	384, 700	467, 700
18	251, 900	268, 500	363, 600	385, 900	468, 100
19	253, 600	269, 700	364, 800	387, 100	468, 600
20	255, 300	270, 900	365, 900	388, 200	469, 100
21	257, 000	272, 200	367, 200	389, 200	469, 600
22	258, 300	273, 300	368, 600	390, 400	
23	259, 600	274, 400	370, 000	391, 600	
24	260, 800	275, 600	371, 300	392, 700	
25	262, 000	276, 900	372, 500	393, 700	
26	263, 100	278, 600	373, 900	394, 900	
27	264, 200	280, 300	375, 200	396, 000	
28	265, 300	282, 000	376, 500	397, 100	
29	266, 500	283, 700	377, 700	398, 200	
30	267, 600	285, 700	379, 100	399, 400	
31	268, 700	287, 900	380, 400	400, 600	
32	269, 700	290, 100	381, 700	401, 700	
33	270, 800	292, 300	383, 000	402, 700	
34	271, 800	294, 500	384, 200	403, 800	
35	272, 800	296, 700	385, 300	405, 000	
36	273, 900	298, 800	386, 500	406, 200	
37	275, 100	300, 800	387, 700	407, 400	
38	276, 000	302, 700	388, 900	408, 700	
39	277, 000	304, 600	390, 100	409, 800	
40	278, 100	306, 400	391, 200	411, 000	
41	279, 300	308, 200	392, 300	412, 100	
42	280, 400	310, 100	393, 500	413, 400	
43	281, 500	311, 900	394, 700	414, 400	
44	282, 600	313, 600	395, 800	415, 500	
45	283, 500	315, 300	396, 900	416, 700	
46	284, 300	317, 100	398, 200	417, 900	
47	285, 100	318, 800	399, 400	419, 100	
48	285, 900	320, 400	400, 500	420, 300	
49	286, 500	322, 000	401, 400	421, 400	
50	287, 300	323, 700	402, 600	422, 400	
51	288, 000	325, 500	403, 600	423, 700	
52	288, 700	327, 200	404, 700	424, 900	
53	289, 500	328, 500	405, 500	426, 100	
54	290, 300	330, 400	406, 600	427, 200	
55	290, 900	332, 200	407, 600	428, 300	
56	291, 600	333, 900	408, 600	429, 400	
57	292, 300	335, 500	409, 700	430, 400	
58	293, 100	337, 400	410, 700	431, 600	
59	293, 900	339, 100	411, 800	432, 800	
60	294, 500	340, 800	412, 900	434, 000	
61	295, 100	342, 500	413, 900	434, 600	
62	295, 800	344, 200	415, 000	435, 400	
63	296, 500	345, 900	416, 100	436, 100	
64	297, 000	347, 600	417, 100	436, 600	
65	297, 700	349, 300	418, 000	436, 900	
66	298, 400	350, 600	418, 900	437, 200	
67	299, 000	351, 900	419, 900	437, 600	
68	299, 600	353, 200	420, 900	438, 000	
69	300, 300	354, 700	421, 700	438, 300	

	70	301,000	356,200	422,500	438,700
	71	301,600	357,700	423,200	439,000
	72	302,300	359,200	424,000	439,300
	73	302,800	360,500	424,700	439,600
	74	303,400	362,000	425,300	439,900
定年	75	304,100	363,500	426,000	440,200
前再	76	304,600	364,900	426,700	440,500
任用					
短時	77	305,200	366,300	427,300	440,700
間勤	78	305,800	367,800	428,000	441,000
務職	79	306,400	369,300	428,500	441,300
員以	80	307,000	370,800	429,100	441,500
外の					
職員	81	307,500	372,100	429,500	441,700
	82	308,000	373,400	429,900	
	83	308,600	374,700	430,200	
	84	309,200	375,900	430,400	
	85	309,600	377,100	430,600	
	86	310,000	378,300	430,900	
	87	310,500	379,400	431,200	
	88	311,000	380,500	431,400	
	89	311,400	381,500	431,600	
	90	311,900	382,600	431,900	
	91	312,300	383,700	432,200	
	92	312,800	384,800	432,400	
	93	313,100	385,900	432,600	
	94	313,600	387,000	432,900	
	95	314,100	388,000	433,200	
	96	314,500	389,100	433,400	
	97	314,800	390,100	433,600	
	98	315,200	391,100	433,900	
	99	315,600	392,000	434,200	
	100	316,000	392,900	434,400	
	101	316,400	393,700	434,600	
	102	316,700	394,700	434,900	
	103	317,000	395,500	435,200	
	104	317,300	396,400	435,400	
	105	317,500	397,200	435,600	
	106	317,800	398,100		
	107	318,100	399,000		
	108	318,300	399,900		
	109	318,500	400,700		
	110	318,700	401,700		
	111	319,000	402,600		
	112	319,300	403,500		
	113	319,500	404,100		
	114	319,700	405,000		
	115	319,900	405,900		
	116	320,200	406,800		
	117	320,500	407,600		
	118	320,700	408,300		
	119	321,000	409,100		
	120	321,300	409,900		
	121	321,500	410,500		
	122	321,700	411,200		
	123	321,900	411,900		

124	322,200	412,500			
125	322,500	413,100			
126		413,800			
127		414,300			
128		414,900			
129		415,500			
130		416,100			
131		416,600			
132		417,100			
133		417,400			
134		417,700			
135		417,900			
136		418,200			
137		418,500			
138		418,800			
139		419,100			
140		419,400			
141		419,700			
142		420,000			
143		420,300			
144		420,600			
145		420,800			
146		421,100			
147		421,400			
148		421,600			
149		421,800			
150		422,100			
151		422,400			
152		422,600			
153		422,800			
154		423,100			
155		423,400			
156		423,600			
157		423,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	240,300	287,700	316,200	343,500	427,500

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第六条 削除	(多字年学級担当手当) 第六条 市町立の小学校、中学校又は義務教育学校の1以上の中年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、人事委

<p>第八条 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>2 前項の手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千六百円を超えない範囲内で、勤務職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>第十条の二 (略)</p>	<p>第八条 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>2 前項の手当は、月額により支給するものとし、その額は、八千円を超えない範囲内で、勤務職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>第十条の二 (略)</p>
<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>教育職給料表(イ)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円を、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。</p>	<p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>教育職給料表(イ)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</p>

(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第二条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第三条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員(職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)以下「給与条例」という。)第四条第一項第三号口又はハに規定する教育職給料表(又は教育職給料表表三)の適用を受ける者及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)以下「市町立学校職員給与等条例」という。)第三条第一項第一号イ又はロに規定する教育職給料表・又は教育職給料表Xの適用を受ける者に限る。第三項及び第六条において同じ。)</p> <p>のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特二級、二級又は一級である者(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第三項並びに第六条第一項及び第二項において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額の百分之十に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第六条第一項及び第二項において同じ。)については、給与条例第十五条规定第一項から第六項まで及び第十六条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。)の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。</p>	<p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第三条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員(職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)以下「給与条例」という。)第四条第一項第三号口又はハに規定する教育職給料表(又は教育職給料表表三)の適用を受ける者及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)以下「市町立学校職員給与等条例」という。)第三条第一項第一号イ又はロに規定する教育職給料表・又は教育職給料表Xの適用を受ける者に限る。第三項及び第六条において同じ。)</p> <p>のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特二級、二級又は一級である者には、その者の給料月額の百分之四に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。)第六条において同じ。)については、給与条例第十五条规定第一項から第六項まで及び第十六条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>3 2 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。</p>

第四条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する措</p>	<p>(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置の</p>

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は令和八年一月一日から、第四条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（令和十二年十一月三十一日までの間における給料表の加算額に関する経過措置）

第二条 令和八年一月一日から令和十二年十一月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表第一の備考に規定する職の級が二級である職員及び職務の級が四級である職員の給料月額に加算する額は、次の表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

期 間	職務の級が二級である職員	職務の級が四級である職員
令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	11,500 円	4,000 円
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	15,600 円	8,100 円
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	19,600 円	12,100 円
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	23,600 円	16,100 円
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	27,700 円	20,200 円

（令和十二年十一月三十一日までの間における県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額に関する経過措置）

第三条 令和八年一月一日から令和十二年十一月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項本文中「百分の十」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

（給与の内訳）

第四条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

人事委員会の令和七年九月二十日付けの給与勧告などと考慮して、市町立学校職員の給料月額等を改定するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の令和七年九月三十日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額等を改定するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 市町立学校職員の給与改定

(一) 令和七年度の給料表の改定

市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 令和八年一月一日以降の給料表等の改定

(1) 給料表の加算額の改定

市町立学校職員の加算額を、次のとおり改定等する。

区分	改正案	現行
教育職給料表イの職務の級が3級である職員	三、七〇〇円	七、五〇〇円
教育職給料表イの職務の級が4級である職員	一四、一〇〇円	非支給

(2) 教職調整額の改定

教諭等に支給される教職調整額について、次のとおり改定する。

改正案	現行
給料月額の百分の十に相当する額	給料月額の百分の四に相当する額

(三) 諸手当の改定等

(1) 多学年学級担当手当

多学年学級担当手当を廃止する。

(2) 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当の上限額を八千六百円に引き上げる。

2 経過措置等

(一) 市町立学校職員の加算額の改定に伴い、加算額の経過措置を定める。

(二) 教諭等に支給される教職調整額の改定に伴い、支給割合の経過措置を定める。

(三) その他必要な改正を行う。

二 施行期日等

- 1 二一(一)については、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。
- 2 二一(二)並びに二(一)及び(二)については、令和八年一月一日から施行する。
- 3 二二(二)については、令和八年四月一日から施行する。

四 根拠法令

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

2 地方公務員法

第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他的事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

広島県高等学校等奨学金の債権に係る権利の放棄

1 要旨

債務者の免責決定等により、今後徵収の見込みがない債権について、権利を放棄することとし、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、県議会令和7年12月定例会に上程する。

2 該当債権

債権の名称	広島県高等学校等奨学金
債権の概要	経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対して貸し付けた奨学金の償還金
調定年度	平成27年度～平成28年度
債務者数	1名
債権額	261,000円

3 権利を放棄する理由

債務者は自己破産により免責決定され、連帯保証人は死亡、連帯保証人の相続人は相続放棄又は相続後に自己破産により免責決定されたことから、債務者、連帯保証人、相続人のいずれも不存在となったため。

令和7年12月9日

広島県知事様

広島県教育委員会
(総務課)

広島県高等学校等奨学金に係る権利を放棄することについて (回答)

令和7年11月17日付で意見を求められたことについては、同意します。

○ 広島県高等学校等奨学金

令和 7 年 11 月 17 日

広島県教育委員会 様

広 島 県 知 事

広島県高等学校等奨学金に係る権利を放棄することについて（照会）

別紙のとおり次の権利を放棄することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- ・広島県高等学校等奨学金

県第 号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和七年十二月 日提出

広島県知事

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区分	調定年度	債権額
母子福祉資金貸付元利金	平成二年度	一一、八〇〇円
	平成四年度	五六、七〇〇円
	平成五年度	七五、六〇〇円
	平成六年度	七五、六〇〇円
	平成七年度	七五、六〇〇円
	平成八年度	一〇六、八〇〇円
	平成九年度	一四九、八〇〇円
	平成一〇年度	一四九、八〇〇円
	平成一一年度	一一六、七〇〇円
	平成一二年度	五四、七六八円
	平成一四年度	一一、六〇〇円
	平成一五年度	三三、六〇〇円
	平成一六年年度	八一、〇〇〇円
	平成一七年年度	七六、五〇〇円
	平成一八年年度	五〇、四〇〇円
	平成一九年年度	五〇、四〇〇円
	平成二〇年度	五〇、四〇〇円
	平成二一年度	五〇、四〇〇円
	平成二二年度	二五、一〇〇円
	平成二三年度	八、七〇〇円
平成二四年度		三四、八〇〇円

(提案理由)

税外債権の徵収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徵収の見込みのない債権に關し、権利を放棄する事について、県議会の議決を求める。

(県第
号議案)

権利の放棄について

教育委員会
住宅課
土木建築総務課
経営革新課
社会援護課
こども家庭課

一 提案の要旨

税外債権の徵収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徵収の見込みのない債権について、権利を放棄する。

二 放棄する権利の表示

区分	調定年度	債権額
母子福祉資金貸付元利金	平成二年度	一、八〇〇円
	平成四年度	五六、七〇〇円
	平成五年度	七五、六〇〇円
	平成六年度	七五、六〇〇円
	平成七年度	七五、六〇〇円
	平成八年度	一〇六、八〇〇円
	平成九年度	一四九、八〇〇円
	平成一〇年度	一四九、八〇〇円
	平成一一年度	一一六、七〇〇円
	平成一二年度	五四、七六八円
	平成一四年度	一二、六〇〇円
	平成一五年度	三三、六〇〇円
	平成一六年	八一、〇〇〇円
	平成一七年	七六、五〇〇円
	平成一八年	五〇、四〇〇円
	平成一九年	五〇、四〇〇円
	平成二〇年	五〇、四〇〇円
	平成二一年	五〇、四〇〇円
	平成二二年	一五、一〇〇円
平成二三年度		八、七〇〇円
平成二四年度		三四、八〇〇円

広島県高等学校等奨学金	平成二八年度	平成二六年度	平成二五年度	八七、〇〇〇円
県當住宅使用料	平成二八年度	平成二五年度	平成二六年度	六六、五〇〇円
職員の給与の過払に伴う返還金	平成二四年度	平成二三年度	平成二二年度	一一一、七一一円
中小企業支援資金貸付金	昭和六三年度	昭和六二年度	昭和六〇年度	四〇、九六三、三七九円
生活保護費戻入金及び返還金	令和五年度	令和六年度	平成九年度	六三八、〇〇〇円
	平成二七年度	平成二六年度	平成二五年度	五一、一一〇〇円
	昭和六二年度	昭和六一年度	昭和六〇年度	一、一一五、八四〇円
	昭和六三年度	昭和六二年度	昭和六〇年度	三九、七一八、〇〇〇円
	昭和六四年度	昭和六三年度	昭和六〇年度	三一、九九九、〇〇〇円
	昭和六五年度	昭和六四年度	昭和六〇年度	一五五、一一一〇円

二 根拠法令

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならぬ。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄するこ^ト。